

議案第三十八号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和元年六月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）
 の一部を次のように改正する。
 別表第一に次のように加える。

西麻布三丁目北東地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された西麻布三丁目北東地区地区計画（平成三十一年港区告示第百八号）のうち、地区整備計画が定められた区域
品川駅周辺地区地区整備計画	都市計画法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示された品川駅周辺地区地区計画（平成三十一年東京都告示第七百十四号）のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第二に次のように加える。

西麻布三丁目北東地区地区整備計画	A地区	一 風営法第二十条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物 二 カラオケボックスその他これに類するもの 三 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券	十分の四	十分の六	五百平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値ただし、歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行	二百メートル 建築物の高さはT・Pに三十・七メートルを加えたもの

品川駅周辺地区整備計画		区域一	B地区	
区域三	区域二	<p>二一 法別表第二(り)項に掲げるもの 二 風営法第二條第一項第四号及び第五号に掲げる風俗営業並びに同條第五項に規定する風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物</p>	<p>一 神社及び寺院並びにこれらに付属する建築物以外の建築物 二 建築物面積が二百平方メートル未満の建築物 六 建築物面積が二百平方メートル未満の建築物</p>	<p>四 売場その他これらに類するもの 五 ナイトクラブその他これに類するもの 六 住宅の用途に供する部分の容積率が十分の六十二未満の建築物、宿泊施設の使用に供する部分の容積率が十分の十五・三未満の建築物及び保育所等の子育て支援施設その他の公共公益に資する用途に供する部分の容積率が十分の〇・二未満の建築物</p>
			十五分の	
			五分の	
			七分の	
				<p>者、エスケル、階段、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、壁その他のこれらに類するものに並びに歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける高さ</p>
				<p>計画面図に示す壁面の位置の教値。ただし、歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者、エスケル、段、エスカレーター及びエレベーター並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他のこれらに類するものに並びに歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける高さ、ひさし、屋根、</p>
			十七メートル 建築物の高さは、T.P.メートルを加えたものによる。	からの高さによる。
		計画面図に示す建築限界		

	一 区域四
--	-------

<p> 計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者デッキ、階段、エスカレーター及びエレベーター並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの、歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの、都市再生特別措置法第三十六条の三第二項の規定により認定を受ける道路の上空における建築物並びに自動車排出ガス測定局及びこの保安及び管理のためのフェンスを除く。 </p>	<p> 落下防止柵その他これらに類するものを除く。 </p>

